要介護認定を受けた方の

障がい者控除及び特別障がい者控除について

町では、要介護認定（要介護１以上）を受けている方で、下記の判断基準に該当する方に対して、本人または親族からの申請により、障がい者控除等対象者としての基準に該当することを確認し、「障がい者控除対象者認定書」を交付します。

認定書の交付を受けた方は、所得税の申告及び町道民税の申告の際に添付すると、障がい者控除または特別障がい者控除を受けることができます。

申請方法など

●申請ができる方　　　　本人又は親族

●申請窓口　　　　　　　役場　福祉課保険係（役場１階 5番窓口）

●申請に必要なもの　　　印鑑

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 障がい者区分 | 認定種別 | 判断基準 |
| 障がい者 | 身体障がい者  （３級～６級）  　　　に準ずる | ６５歳以上の方で要介護１以上の要介護認定を受け、要介護認定に係る判定資料（主治医意見書）に記載されている障がい高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）がＡ１、Ａ２の方 |
| 知的障がい者  （軽度・中度）  に準ずる | ６５歳以上の方で要介護１以上の要介護認定を受け、要介護認定に係る判定資料（主治医意見書）に記載されている認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa、Ⅱbの方 |
| 特別  障がい者 | 身体障がい者  （１級・２級）  　　　に準ずる | ６５歳以上の方で要介護１以上の要介護認定を受け、要介護認定に係る判定資料（主治医意見書）に記載されている障がい高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）がＢ１、Ｂ２、Ｃ1、Ｃ2の方 |
| 知的障がい者  （重度）  　　　に準ずる | ６５歳以上の方で要介護１以上の要介護認定を受け、要介護認定に係る判定資料（主治医意見書）に記載されている認知症高齢者の日常生活自立度がⅢa、Ⅲb、Ⅳ、Ｍの方 |
| 寝たきり老人 | ６５歳以上の方で６か月程度以上臥床し、食事、排便等の日常生活に支障のある寝たきり老人として該当する場合 |

　　※ご不明な点がありましたら、役場福祉課保険係までお問い合わせください。

電話　０１６３２－７－２１１４